



政府が初審命令履行義務を再確認！

◇南労会問題にも答える◇

多大なご支援と

長年の闘いの成果

六月十九日、衆議院の服部良一議員から南労会問題に関連する質問主意書が政府に提出されました。六月二十九日、「内閣総理大臣 野田佳彦」名で答弁書が出されました。二〇年を越えて、労働委員会命令をことごとく踏みにしてきた南労会を厚生労働省も裁判所も

検察も容認してきた中で、

大きな意義があります。

服部議員と事務所の皆さんには、原発・沖縄・オスプレイ・TPP問題など超々多忙な中、ご尽力頂きました。長年、労働法研究を続け実践的にも多くの闘いに深く関わってこられた佐藤昭夫先生からは法的、理論的な裏づけと手厚いご指導を頂きました。そして故和田事務局長を先頭にして、

近畿厚生局・厚生労働省

へと、同時に大阪府・市

に対し、くり返しくり返

し「南労会に対する指導」

を要請してきた積み重ね

があります。「答弁書」

が多くの皆さんのご支援

と長年の闘いの成果であ

ることを確認し、活かし

て前進していきたいと考

えています。

本当にありがとうございます

いました。

※ 質問主意書と答弁書

の全文は衆議院ホーム

ページ、服部良一議員

ホームページに掲示。

命令不履行の使用者

違法な南労会

政府の認識と措置は？

〔質問主意書の内容〕

1. 使用者が労働委員会

救済命令を履行していな

い件数は？

（〇七年～十一年。各年

ごと）

①労働委員会命令の不
履行件数

②裁判所の緊急命令が
出されても不履行を
続けている件数。

※註 緊急命令とは、使用者が労働委員会命令の取消しを求めて裁判に訴えた場合、労働委員会は裁判所に対して判決がでるまでに「使用者は緊急に命令を履行せよ」との「緊急命令」を出すよう申立てることができる。使用者が命令不履行のまま裁判で争えば、組合側が取り返しのつかない不利益を被るおそれが生じるため。緊急命令不履行には過料の制裁規定がある。

③救済命令が行政裁判

で確定しても、履行
しない件数

※註 この不履行には刑事
罰の制裁規定がある。

2. 係争中であっても、
救済命令不履行は法令違
反であることを周知徹底
させるべきと考えるが、
政府の認識は？ 不履行防
止のために『通知』を発
する等の方策を発するべ
きではないか？

3. 公益事業である医療
事業において救済命令が
履行されない場合、これ
は法令違反なのだから医
療法第六三条又は六四条
の規定に基づき措置を講
ずべきと考えるが政府の
認識は？

4. 南労会では、二十一

年間、使用者による不当
労働行為、救済命令不履
行が続き、差別的賃金不
払いの額は億単位に達す
る。これは団結権侵害、
生存権侵害の不当・違法
行為。かつ医療の理念、
国の責務に照らしても深
刻な事態。「係争中だか
ら」との南労会の弁明が
事態を更に悪化させてい
る。

①南労会の違法行為に
対し政府は如何なる
対応を行っているか？

②南労会は緊急命令違
反で過料を支払い、
さらに刑事罰の対象
となる違反さえ犯し
ている。事態の改善
のため、医療法に基

づく業務の是正等、
適切な方策を構する
べきと考えるが、認
識を明らかに。

以上の質問に対する答え
は次のような内容でした。

五年間で二十二件、
うち三件が南労会

質問は全ての救済命令
の不履行状況を問うたの
ですが、答弁書で示され
たのは確定した命令に対
する不履行件数のみでし
た。という問題はありま
すが、注目すべきは不履
行件数総数は二十二件、
うち三件が南労会とい
う数字です。南労会の救
済命令不履行、不当労働行

為が全国的に見ても如何に顕著で突出しているか、浮き彫りにされたのです。

①◆中労委段階で確定した命令の不履行—〇九年、一〇年で各一件。

◆都道府県労働委員会

段階で確定した命令不履行—〇九年四件、一〇年二件、十一年二件。

②◆中労委命令に関わる緊急命令不履行—〇七年〇件、〇八年二件(註うち一件が南労会)、〇九年四件(註うち一件が南労会)

◆都道府県労働委員会命令に関わる緊急命令不履行—一〇・十一年各一件。

③◆確定判決に支持され

た中労委命令不履行—〇八年・〇九年・一〇年各一件。(註一〇年の一件が南労会)

◆同都道府県労働委員会命令不履行—十一年一件。

初審命令履行義務あり!

「2」に対する回答の中では、初審命令履行義務を認めています。〇三年国鉄闘争の過程で、当時の川田悦子議員から出された質問主意書に対する小泉純一郎名の答弁と同じ文言です。使用者は命令が「確定に至る前においても当該救済命令等を履行しなければならぬ行政上の義務を負う…」

と述べています。

また労働委員会が〇七年〜十一年までに出した救済命令の合計件数を七九二件とし、「それと比較すれば不履行は少数、ほとんどの使用者が確定した救済命令等に従っていると考えられる」と述べています。確定した救済命令には過料、刑事罰などの制裁があるから「ほとんどの使用者は従う」のはたぶん事実で、南労会の悪質さは他に類を見ないということです。他方、七九二件の命令のうち、制裁規定はないが履行義務がある未確定の命令について不履行件数を回答せず、「通知」

の発出の必要性はないとしている事、また労働委員会は独立した権限を持っているから、厚生労働省が命令不履行の使用者を指導する立場にないと述べていることは問題です。

南労会についての答弁

質問3、4は南労会問題についてですが、次のような答弁でした。

質問3に対しては、救済命令等に「従わないことのみをもって、直ちに同条の規定による措置を講じなければならないものではないと考えている」と回答。4の1に対しては、近畿厚生局(厚生労

働省が権限委譲)が「適切な運営がなされるよう指導を行っている」と。

4の2で「医療法第六三条又は六四条の規定による措置が必要かどうか、引き続き、南労会の業務及び会計の状況の把握に努めていきたい」と回答。

政府も重大な社会問題と認識した南労会事件

南労会問題について「個別問題には回答できない」と切捨てるのではなく回答した事実は重たない事だと考えます。国も南労会事件を「一医療法人における私的な問題」と無視することができず、

重大な社会問題と認めざるを得なかったわけですから。

その上で、救済命令不履行の件数、期間、度合いを見れば(億単位の賃金未払いと刑事罰の対象)、南労会正常化の医療法に基づいて行政がやるべきこと、やる権限が明確にあります。命令不履行のみで法令違反であり、医療法による指導や監査を行なう必要があります。それを回避し逃げたい一心で、「医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る観点から…」との文言をくり返し強調しています。が、南労会の命令不

履行―賃金未払いがそれ自体を阻害していることは明らかです。

行政が本来担うべき役割を果たさせる、裁判所にも、検察にも。そして生殺与奪権を握っている三菱東京UFJ銀行の責任を追及し、南労会・若杉常務理事に二十一年間の不当労働行為責任を取らせなければなりません。南労会闘争は、橋下と維新、警察・検察、そして裁判所等によって絞め殺されようとしている憲法二八条「団結権」をかけた闘いです。ひき続きのご支援をよろしく願います。

府労委・証言始まる!

一昨年、申立てた府労委の証言やっと開始。紀和病院への不当転勤と出張、診療所の縮小閉鎖攻撃、組合員の退職金大幅減額狙う退職金規定改悪、救済命令違反の一時金未払い等多岐にわたる事件。傍聴などをお願いします。

①8月1日(水)

◇組合三役

小松・川口証人

②8月29日(水)

◇当該組合員

池田・空・橋口証人

◇南労会社員(港合同

執行委員)原田証人

③9月27日(木)

若杉正樹常務理事

★時間は13時～15時★